

富良野市保育の必要性の認定基準に関する規則をここに公布する。

平成27年1月9日

富良野市長

富良野市規則第1号

富良野市保育の必要性の認定基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定による保育の必要性の認定に関し、必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(認定の区分)

第3条 保育の必要性の認定の区分は、法第19条第1項各号に規定するところによる。

(認定基準)

第4条 保育の必要性の認定は、家庭において必要な保育を受けることが困難である事由、区分及び優先利用に基づき行う。

2 保育の必要性の認定における「事由」は、小学校就学前子どもの保護者のそれぞれが次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
 - (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
 - (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。
 - (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、保育を必要とする子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、その保育の必要性の基準を調整することができる。
- (1) 同居の親族その他の者による保育を受けることができる状態にあること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、保育の必要性の基準を調整することが適当

であると市長が認める状態にあること。

(保育必要量の区分)

第5条 市長は、保育必要量を次に掲げる時間により区分するものとする。

- (1) 保育標準時間 保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものとして、1月当たり平均275時間とするものをいう。
- (2) 保育短時間 保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものとして、1月当たり平均200時間とするものをいう。

(保育優先の基準)

第6条 保育の必要性の認定における「優先利用」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭
- (2) 生活保護世帯
- (3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4) 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- (5) 子どもが障がいをもつ場合
- (6) 育児休業明け
- (7) 兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8) 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- (9) その他市町村が定める事由

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。